



# 栃木県公報

平成28年  
4月15日(金)  
第2775号

## 目次

### 告 示

|  |     |
|--|-----|
| ○指定代理納付者の指定                              | 405 |
| ○地籍調査事業計画の決定                             | 406 |
| ○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧          | 407 |
| ○道路の区域の変更                                | 407 |
| ○道路の供用開始                                 | 407 |
| ○県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務の委託 | 408 |
| ○包括外部監査契約の締結                             | 408 |

### 公 告

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| ○事後調査報告書の提出              | 409 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要   | 409 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要 | 410 |
| ○土地改良区清算人の就職             | 410 |
| ○公共測量の終了                 | 410 |

### 教育委員会

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ○平成29年度栃木県立中学校入学者選考要項              | 411 |
| ○平成29年度栃木県立高等学校入学者選抜要項             | 411 |
| ○平成29年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項 | 414 |

### 人事委員会

|   |     |
|---|-----|
| ○平成28年度栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及び小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験の実施 | 418 |
| ○平成28年度栃木県職員（資格・免許職）採用試験〔保健師〕の実施                  | 423 |

### 正 誤

|               |     |
|---------------|-----|
| ○平成28年号外第30号中 | 426 |
|---------------|-----|

## 告 示

### 栃木県告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第52条の2第2項の規定により告示する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地  
東京都港区赤坂九丁目7番1号
  - (2) 名称  
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
ふるさと“とちぎ”応援寄附金

3 指定期間

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

II

1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂九丁目 7番 1号

(2) 名称

ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

自動車税

3 指定期間

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第233号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福 田 富 一

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域   | 調 査 期 間                        |
|-----------|---|--------------------------------|
| 宇都宮市      | 宇都宮市のうち中島Ⅱ、東谷Ⅰ・下横田Ⅰ、東谷Ⅱ、下反町・羽牛田、下田原Ⅴ、宝木Ⅳ・駒生Ⅳ、雀宮南、茂原Ⅰ、茂原Ⅱ及び細谷Ⅰ地区 | 平成28年 4月 1日から<br>平成29年 3月31日まで |
| 佐野市       | 佐野市のうち植上Ⅰ及び植上Ⅱ地区  |                                |
| 鹿沼市       | 鹿沼市のうち緑町・幸町Ⅰ地区  |                                |
| 日光市       | 日光市のうち中三依Ⅱ地区  |                                |
| 小山市       | 小山市のうち羽川Ⅵ、粟宮Ⅰ、粟宮Ⅱ及び粟宮Ⅲ地区  |                                |
| 大田原市      | 大田原市のうち大豆田Ⅲ・黒羽向町Ⅱ及び黒羽向町Ⅲ地区                                      |                                |
| 矢板市       | 矢板市のうち乙畑Ⅵ地区   |                                |
| 那須塩原市     | 那須塩原市のうち沼野田和Ⅰ・木曾畑中、沼野田和Ⅱ、下中野Ⅰ及び下中野Ⅱ地区                           |                                |
| さくら市      | さくら市のうち押上Ⅰ、押上Ⅱ、馬場Ⅰ及び馬場Ⅱ地区                                       |                                |
| 那須烏山市     | 那須烏山市のうち大里Ⅱ、大里Ⅲ、大木須Ⅴ及び大木須Ⅵ地区                                    |                                |
| 下野市       | 下野市のうち小金井Ⅴ及び小金井Ⅵ地区  |                                |
| 上三川町      | 上三川町のうち西汗Ⅱ、西汗Ⅲ、鞘堂Ⅰ、三村Ⅱ、上神主Ⅰ及び五分一Ⅱ・下蒲生地区                         |                                |
| 益子町       | 益子町のうち山本Ⅰ、山本Ⅱ、山本Ⅲ及び山本Ⅳ地区  |                                |
| 茂木町       | 茂木町のうち町田・千本Ⅰ及び深沢Ⅱ地区   |                                |
| 芳賀町       | 芳賀町のうち東水沼Ⅰ、東水沼Ⅱ、東水沼Ⅲ、東水沼Ⅳ、東水沼Ⅴ、東水沼Ⅵ、下高根沢東水沼Ⅰ、下高根沢東水沼Ⅱ及び西水沼Ⅰ地区   |                                |

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 野木町  | 野木町のうち若林Ⅰ及び潤島Ⅰ地区              |
| 塩谷町  | 塩谷町のうち清水・新谷Ⅰ及び新田Ⅰ地区           |
| 高根沢町 | 高根沢町のうち寺渡戸Ⅱ、平田Ⅰ及び上柏崎Ⅱ地区       |
| 那須町  | 那須町のうち音羽町Ⅱ、筒地、上川及び狸久保地区       |
| 那珂川町 | 那珂川町のうち大内Ⅰ、大内Ⅱ、大内Ⅲ、谷川Ⅵ及び馬頭Ⅹ地区 |

(農村振興課)

栃木県告示第234号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成28年4月15日

栃木県知事 福田 富 一

| 土地改良区名   | 事業名               | 縦覧期間                      | 異議申出期限    | 所轄農業振興事務所  |
|----------|-------------------|---------------------------|-----------|------------|
| 大美間土地改良区 | 大美間地区土地改良（維持管理）事業 | 平成28年4月18日から<br>同年5月19日まで | 平成28年6月3日 | 下都賀農業振興事務所 |

(農地整備課)

栃木県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年4月15日から同年5月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月15日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那珂川線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間                           | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備 考 |
|------|--------|-------------------------------|-----------------|--------------|-----|
| 319  | 前      | 矢板市中333-10から<br>矢板市成田1477-4まで | 7.7～12.0        | 71.5         |     |
|      | 後      | 矢板市中333-10から<br>矢板市成田1477-4まで | 9.5～14.0        | 71.5         |     |

栃木県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年4月15日から同年5月16日まで一般の縦

覽に供する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福 田 富 一

| 整理番号 | 路 線 名                      | 供 用 開 始 の 区 間                              | 供用開始の期日     |
|------|----------------------------|--|-------------|
| 61   | 主 要 地 方 道<br>真 岡 那 須 烏 山 線 | 芳賀郡芳賀町大字祖母井353-4 から<br>芳賀郡芳賀町大字祖母井539-1 まで | 平成28年 4月15日 |
| 319  | 主 要 地 方 道<br>矢 板 那 珂 川 線   | 矢板市中453-2 から<br>矢板市成田1477-4 まで             | 平成28年 4月15日 |

(道路保全課)

栃木県告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成28年 4月 1日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成 9年栃木県条例第1号）の規定に基づく県営住宅（大田原地区及び佐野・足利地区を除く。）の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市栄町 1 番15号

(2) 名称

栃木県住宅供給公社

3 委託期間

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(住宅課)

栃木県告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成28年 4月 1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用、執務費用及び実費の額を合算した額で15,724,800円を上限

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 鎌形 俊之

住所 宇都宮市桜 3 丁目 1 番25号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払とし、四半期ごとの支払

(監査委員事務局)

## ○事後調査報告書の提出

栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）第29条第2項の規定により事業者等から事後調査報告書（以下「報告書」という。）の提出があったので、同条例第29条の2第1項の規定により、次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供する。

平成28年4月15日

栃木県知事 福田 富一

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

本田技研工業株式会社

## (2) 代表者の氏名

代表取締役社長 八郷 隆弘

## (3) 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目1番1号

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

## (1) 事業の名称

（仮称）本田技研工業新テストコース計画

## (2) 事業の種類

自動車又はその部品の性能検査のために実施する試験走行の用に供するための用地の造成の事業

## (3) 事業の規模

施行面積 約196ヘクタール

## 3 対象事業実施区域

さくら市下河戸字湯泉山1201-1 外

## 4 関係地域の範囲

対象事業実施区域の外周約1km

## 5 報告書の名称

（仮称）本田技研工業新テストコース計画環境影響評価事後調査報告書（工事中）

## 6 報告書の縦覧の場所、期間及び時間

## (1) 縦覧場所

栃木県環境森林部環境森林政策課、栃木県県民生活部広報課県民プラザ室、栃木県県北環境森林事務所環境部環境企画課、さくら市市民福祉部環境課及びさくら市市民福祉部喜連川支所市民生活課

## (2) 縦覧期間

平成28年4月15日から同年5月16日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## (3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 7 その他

問合せ先 栃木県環境森林部環境森林政策課 電話028-623-3294

（環境森林政策課）

## ○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成28年5月16日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成28年4月15日

栃木県知事 福田 富一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

かましん自治医大店

下野市祇園1-1-5 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

|         |           |
|---------|-----------|
| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要 |
| 下 野 市   | 意 見 な し   |

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成28年5月16日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

かましん自治医大店  
下野市祇園1-1-5外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)

○土地改良区清算人の就職

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について就職の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福 田 富 一

| 土地改良区名  | 清算人氏名 | 住 所           | 就職年月日   |
|---------|-------|---------------|---------|
| 馬門土地改良区 | 宮下 壽男 | 芳賀郡茂木町大字馬門941 | 28.3.29 |
|         | 宮下 士郎 | 〃 〃 〃 993-4   | 〃       |
|         | 宮下 利夫 | 〃 〃 〃 587-1   | 〃       |
|         | 石川長一郎 | 〃 〃 〃 1892    | 〃       |
|         | 上野枝津加 | 〃 〃 〃 939     | 〃       |
|         | 近澤 昭平 | 〃 〃 〃 620-2   | 〃       |
|         | 宮下 勝男 | 〃 〃 〃 848-1   | 〃       |

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成28年3月4日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、関東地方整備局宇都宮国道事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年 4月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

基準点測量 水準測量

2 作業地域

矢板市内

3 作業期間

平成27年12月21日から平成28年3月23日まで

(監理課)

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会告示第6号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成29年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

栃木県教育委員会

#### 平成29年度栃木県立中学校入学者選考要項

平成29年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することのできる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）とともに県内に居住する者又は入学時に居住する見込みの者で、平成29年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者若しくは義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60パーセントを超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかの割合が40パーセントに満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校 105名

栃木県立佐野高等学校附属中学校 105名

栃木県立矢板東高等学校附属中学校 70名

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

(1) 方法

入学志願者は、入学願書、在学している小学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

(2) 期間

平成28年11月28日（月）から同年12月1日（木）までとする。

5 入学者の選考

(1) 方法

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

(2) 適性検査等の期日

適性検査、作文及び面接の期日は、平成29年1月7日（土）とする。

### 栃木県教育委員会告示第7号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第5号）第8条の規定により平成29年度栃木県立高等学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

栃木県教育委員会

## 平成29年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

平成29年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

## 第1 全日制課程及び定時制課程について

## 1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 平成29年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成29年3月31日までに該当する見込みの者

## 2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

## 3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

## 4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに1校1学科（系・科）に限り出願するものとする。ただし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については平成29年2月20日（月）及び同月21日（火）とし、定時制課程については同年3月10日（金）、同月13日（月）及び同月14日（火）とする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を平成29年2月23日（木）及び同月24日（金）に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して志願先の高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

## 5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者（平成29年4月1日現在）については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については平成29年3月6日（月）、定時制課程については同月16日（木）とする。
- (3) 全日制課程については別に定める学校・学科（系・科）において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科（系・科）において実施する。

## 6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

## 7 合格者の発表



合格者の発表は、全日制課程については平成29年3月10日(金)、定時制課程については同月22日(水)とする。

## 8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

### (1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者とする。

### (2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科(系・科)の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小南南高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校は募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

### (3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成29年2月1日(水)及び同月2日(木)とする。

### (4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するもののうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査(高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。)のうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、平成29年2月8日(水)及び同月9日(木)とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、平成29年2月8日(水)とする。

### (5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

### (6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、平成29年2月14日(火)とする。

## 9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

### (1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

### (2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセントを上限とする。

### (3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成29年2月23日(木)及び同月24日(金)とする。

### (4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、平成29年3月6日(月)とする。

### (5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

### (6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年3月10日(金)とする。

## 10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

## 11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

## 第2 通信制課程について

## 1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 平成29年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成29年3月31日までに該当する見込みの者

## 2 出願

出願に要する書類の提出期間は、平成29年3月10日（金）、同月13日（月）から同月17日（金）まで及び同月21日（火）から同月23日（木）までとする。

## 3 面接等

- (1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。
- (2) 面接等の期日は、平成29年3月20日（月）又は同月24日（金）のいずれかとする。

## 4 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。
- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。

## 5 合格者の発表

合格者の発表は、平成29年3月27日（月）とする。

（学校教育課）

## 栃木県教育委員会告示第8号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成29年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

栃木県教育委員会

## 平成29年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成29年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

## 第1 高等部の入学者選抜について

## 1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

## (1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能なる者であり、かつ、原則として保護者ととも県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者

又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成29年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校）を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

(オ) 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成29年2月1日（水）及び同月2日（木）とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)～(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長（以下「中学校等の校長」という。）に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成29年2月8日（水）とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成29年2月14日（火）とする。

2 特別支援学校の高等部（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成29年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校（特別支援学校及び高等学校）を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書（中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成29年2月20日（月）及び同月21日（火）とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)～(ウ)の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(エ)の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成29年3月6日（月）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成29年3月10日（金）とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

3 盲学校の高等部専攻科

(1) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 平成29年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は平成29年3月31日までに該当する見込みの者

## (2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

## (3) 出願

## ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書（高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

## イ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成29年2月20日（月）及び同月21日（火）とする。

(イ) 志願者は、アの(ア)～(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。

## (4) 学力検査等

## ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

## イ その他必要な検査

## ウ 面接

## (5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成29年3月6日（月）とし、会場は、盲学校とする。

## (6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

## (7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成29年3月10日（金）とする。

## (8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

## 第2 幼稚部の入学者選抜について

## 1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 盲学校においては、平成23年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた幼児

(2) 聾学校においては、平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた幼児

## 2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

## 3 出願

## (1) 出願に要する書類

ア 入学願書

イ 受検票

ウ 障害があることを証明する書類

## (2) 出願の手続

ア 出願に要する書類の提出期間は、平成29年2月20日（月）及び同月21日（火）とする。

イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。

## 4 面接等

## (1) 面接

(2) 必要な検査

5 面接等の期日及び会場

面接等の期日は、平成29年3月6日(月)とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表日は、平成29年3月10日(金)とする。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

(特別支援教育室)

人事委員会

○平成28年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験及び小中学校事務職員(大学卒業程度)採用試験の実施

平成28年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験及び小中学校事務職員(大学卒業程度)採用試験を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)第9条第1項の規定により公告する。

平成28年4月15日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成28年度栃木県職員(大学卒業程度)採用試験及び小中学校事務職員(大学卒業程度)採用試験を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員等

| 職 種      | 採用予定人員 | 主 な 勤 務 場 所   |
|----------|--------|---|
| 行 政      | 83名程度  | 知事部局・教育委員会事務局・企業局等の本庁各課、出先機関(県立学校を含む。)                |
| 薬 剤 師    | 4名程度   | 薬務課、健康福祉センター、保健環境センター、県立病院等                           |
| 化 学      | 6名程度   | 環境森林政策課、環境保全課、廃棄物対策課、環境森林事務所、環境管理事務所、産業技術センター等        |
| 農 業      | 7名程度   | 農政部各課、農業振興事務所、農業試験場、農業大学校等                            |
| 畜 産      | 1～2名   | 畜産振興課、農業振興事務所、畜産酪農研究センター等                             |
| 林 業      | 7名程度   | 環境森林政策課、林業振興課、森林整備課、環境森林事務所、森林管理事務所、林業センター等           |
| 総 合 土 木  | 24名程度  | 県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所、農政部各課、農業振興事務所等           |
| 建 築      | 3名程度   | 都市計画課、建築課、住宅課、土木事務所等                                  |
| 電 気      | 5名程度   | 電気課、水道課、水道事務所、今市発電管理事務所、産業技術センター、県央産業技術専門校、建築課、土木事務所等 |
| 機 械      | 5名程度   | 計量検定所、産業技術センター、県央産業技術専門校、建築課、土木事務所、今市発電管理事務所等         |
| 心 理      | 1～2名   | 児童相談所、精神保健福祉センター、とちぎリハビリテーションセンター等                    |
| 水 産      | 1～2名   | 生産振興課、水産試験場等  |
| 警 察 行 政※ | 6名程度   | 警察本部、警察署、運転免許センター、警察学校等                               |
| 小中学校事務※  | 27名程度  | 市町立小・中学校  |

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

※ 「警察行政」及び「小中学校事務」については、専ら警察本部、市町立学校において、それぞれの業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

## 2 受験資格

### (1) 年齢・免許資格

| 職 種  | 受 験 資 格  |
|--|--|
| 行政・化学・農業・畜産・林業・総合土木・建築・電気・機械・心理・水産・警察行政・小中学校事務 | ア 昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成29年3月31日までに卒業見込みの者<br>(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |
| 薬剤師  | 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師の免許取得者及び平成28年度の薬剤師国家試験で免許取得見込みの者   |

### (2) その他

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の日時、場所及び合格者発表

| 区分                    | 日             | 時   | 場 所                          | 合 格 者 発 表 ※ 3  |
|-----------------------|---------------|---|------------------------------|--|
| 第<br>一<br>次<br>試<br>験 | 平成28年6月26日（日） | 受 付 8：15～8：45<br>説 明 8：55～9：30<br>教養試験 9：30～12：00<br>専門試験 13：30～15：30 | 宇都宮市峰町350<br>宇都宮大学<br>峰キャンパス | 7月7日（木）（予定）に県庁屋外掲示場を受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。                 |
|                       |               | ※「小中学校事務」は専門試験がありません。   | ※必ず正門から入構してください。             |  |
| 第<br>二<br>次<br>試<br>験 | 論文試験・適性検査     | 7月19日（火）～7月21日（木）のいずれか1日※1  | 栃木県総合文化センター                  | 最終合格者は、9月13日（火）（予定）に県庁屋外掲示場を受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に可否を通知します。 |
|                       | 1回目面接         | 8月1日（月）～8月12日（金）のいずれか1日（土・日・祝日除く。）※2                                  | 県庁昭和館                        |  |
|                       | 2回目面接         | 8月17日（水）～9月2日（金）のいずれか1日（土・日除く。）※2                                     |                              |  |

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、論文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>）及びモバイル版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>）にも掲載します。

## 4 試験の種目、配点及び内容

| 区分                    | 種 目  | 配 点                                      | 内 容  |
|-----------------------|--|--|--|
| 第<br>一<br>次<br>試<br>験 | 教 養 試 験                                      | 50点<br>〔「小中学校<br>事務」は<br>100点〕           | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、選択解答制による択一式の筆記試験を全職種に共通して行います（50題出題、20題必須解答、残り30題中20題選択解答、合計40題解答）。出題分野は別表のとおりです。                                 |
|                       | 専 門 試 験<br>※「小中学校<br>事務」は<br>専門試験が<br>ありません。 | 50点                                      | 各職種に応じた専門的知識及び能力について、択一式の筆記試験を行います（40題出題。ただし、職種「行政」、「総合土木」及び「警察行政」については、選択解答制（50題出題、40題選択解答）により試験を行います。）。出題分野は別表のとおりです。                  |
| 第<br>二<br>次<br>試<br>験 | 論 文 試 験                                      | 50点                                      | 公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います（別表参照）。（90分：1,100字程度）   |
|                       | 口 述 試 験                                      | 350点<br>〔1回目面接<br>110点<br>2回目面接<br>240点〕 | 主として人物について、個別面接による試験を2回行います。このうち、1回目の個別面接試験では、あらかじめ提示した課題について、受験者に意見を表明してもらい、その後、試験員との間で質疑応答を行うという方式で実施します（別表参照）。（1回目面接：約20分、2回目面接：約30分） |
|                       | 適 性 検 査                                      | －  | 公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。   |
| 資 格 調 査               | －  | －  | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。  |

## (備考)

最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

ただし、第1次試験の合計得点、論文試験及び口述試験（2回目面接）の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。また、「行政」、「警察行政」及び「小中学校事務」以外の職種にあっては、専門試験の得点についても合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

## 5 採用

最終合格者は、平成29年4月1日採用予定です。

薬剤師の免許取得見込みの者は、所定の期日までに当該免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。

## 6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。現行の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は次のとおりです。なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

（平成28年4月1日現在）

| 区 分          | 本         | 給                    |
|--------------|-----------|----------------------|
| 行政職給料表適用者    |           | 183,300円             |
| 研究職給料表適用者    | 修士課程修了者   | 199,700円<br>217,800円 |
| 医療職給料表(2)適用者 | 薬剤師（大学6卒） | 208,400円             |

※ 研究職給料表は、指定された試験場、研究所等に勤務し、試験研究業務又は調査研究業務に従事する職員に適用されます。

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.3%）、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超



過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

## 7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布するほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を御連絡ください。

### ○ インターネット（電子申請）による場合

|      |   |
|------|---|
| 申込先  | 栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。   |
| 申込方法 | <p>(<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされておりませんので注意してください。</li> <li>・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。））</li> <li>・受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、写真を貼って署名の上、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。</li> <li>・「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、5月30日（月）までに人事委員会事務局に電話で照会してください。</li> <li>・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> </ul> |
| 受付期間 | <p>5月2日（月）8時30分～5月25日（水）17時15分（受信有効）</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。</p>  |

### ○ インターネットによる申込みができない場合

|      |  |
|------|--|
| 申込先  | <p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。</p> <p>栃木県人事委員会事務局</p> <p>〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20（県庁南館1階）</p>  |
| 申込方法 | <p>申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。受付終了後、第1次試験当日までに写真を貼って、試験当日持参してください。</p> <p>（郵送の場合の注意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して郵便はがきに貼り、宛名を明記してください。</li> <li>・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。</li> <li>・封筒の表に「○○試験申込」（○○には受験する職種を記入）と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。</li> <li>・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。（いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。）</li> </ul> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。</p> <p>（持参の場合の注意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験票には、切手の貼付及び宛先の記入は不要です。様式をダウンロードして使用する場合は、受付後に受験票を切り離して、はがき大の厚紙に貼ってください。</li> </ul> |
| 受付期間 | <p>（郵送）5月2日（月）～5月25日（水）（消印有効）</p> <p>（持参）5月2日（月）～5月25日（水）8時30分～17時15分（土・日・祝日は受付できません。）</p>   |

## 8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においでください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。）

| 開示請求できる人  | 開 示 期 間          | 開 示 する 内 容           | 開 示 場 所                               |
|-----------|------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次合格者発表の日から1か月間 | 種目別得点、総合得点<br>及び総合順位 | 人事委員会事務局<br>(土・日・祝日を除く<br>8:30～17:15) |
| 第2次試験受験者  | 最終合格者発表の日から1か月間  |                      |                                       |

〔別表〕

| 試験種目及び職種           | 出 題 分 野  |  |
|--------------------|--|--|
| 教 養 試 験            | 必須解答：文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈<br>選択解答：社会科学、人文科学、自然科学                                  |  |
| 専 門 試 験            | 行 政 警 察 行 政  | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原論、経済政策、経済史、財政学、社会政策、国際関係、経営学             |
|                    | 薬 剤 師  | 物理・化学・生物、衛生化学、薬理学、薬剤学、病態・薬物治療学、薬事法規・制度                               |
|                    | 化 学  | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                         |
|                    | 農 業  | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般                |
|                    | 畜 産  | 家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般                |
|                    | 林 業  | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学                       |
|                    | 総 合 土 木  | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、土壌物理、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物 |
|                    | 建 築  | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                     |
|                    | 電 気  | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                       |
|                    | 機 械  | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作                      |
|                    | 心 理  | 一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学      |
|                    | 水 産  | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学                |
| 論 文 試 験            | 平成27年度課題<br>・社会保障関係費の増加への対応について（職種：行政、警察行政、小中学校事務）<br>・介護人材確保対策について（職種：行政、警察行政、小中学校事務以外） |  |
| 口 述 試 験<br>(1回目面接) | 平成27年度課題<br>・女性管理職登用に数値目標を設定することについて（全職種）  |  |

※ 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が各職種共通で3題、専門試験が2題又は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁

本館2階)において閲覧できます。

### ○平成28年度栃木県職員(資格・免許職)採用試験〔保健師〕の実施

平成28年度栃木県職員(資格・免許職)採用試験〔保健師〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)第9条第1項の規定により公告する。

平成28年4月15日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成28年度栃木県職員(資格・免許職)採用試験〔保健師〕を次のとおり行います。

#### 1 職種、採用予定人員、受験資格等

| 職 種   | 採用予定人員 | 受 験 資 格   | 勤 務 場 所 等                       |
|-------|--------|---|---------------------------------|
| 保 健 師 | 5名程度   | 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許取得者及び平成28年度の国家試験で免許取得見込みの者 | 健康福祉センター、県立病院等において保健師の業務に従事します。 |

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。

また、就職が制限されている在留資格の者は受験できません。

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 2 試験の日時、場所及び合格者発表

| 区分        | 日             | 時   | 場 所  | 合 格 者 発 表 ※ 3  |
|-----------|---------------|---|--|--|
| 第 一 次 試 験 | 平成28年6月26日(日) | 受 付 8:15~8:45<br>説 明 8:55~9:30<br>教養試験 9:30~12:00<br>専門試験 13:30~15:30 | 宇都宮市峰町350<br>宇都宮大学<br>峰キャンパス<br>※必ず正門から入<br>構してください。 | 7月7日(木)(予定)に県庁屋外掲示場を受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。                                 |
| 第 二 次 試 験 | 論文試験・<br>適性検査 | 7月19日(火)~7月21日<br>(木)のいずれか1日※1  | 栃木県総合文化セ<br>ンター                                      | 最終合格者は、9月13日(火)<br>(予定)に県庁屋外掲示場を受験<br>番号を掲示して発表するほか、第<br>2次試験受験者に合否を通知しま<br>す。 |
|           | 口 述 試 験       | 8月17日(水)~9月2日<br>(金)のいずれか1日(土・<br>日除く。)※2                             | 県庁昭和館  |  |

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、論文試験・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>)及びモバイル版ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>)にも掲載します。

#### 3 試験の種目、配点及び内容

| 区分 | 種 目 | 配 点 | 内 容 |
|----|-----|-----|-----|
|----|-----|-----|-----|

|       |      |      |  |
|-------|------|------|--|
| 第一次試験 | 教養試験 | 50点  | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、選択解答制による択一式の筆記試験を行います（50題出題、20題必須解答、残り30題中20題選択解答、合計40題解答）。<br>試験の程度は大学卒業程度で、出題分野は次のとおりです。<br>必須解答：文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈<br>選択解答：社会科学、人文科学、自然科学 |
|       | 専門試験 | 50点  | 保健師として必要な専門的知識及び能力について、択一式の筆記試験を行います（40題出題）。<br>出題分野は公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論です。  |
| 第二次試験 | 論文試験 | 50点  | 公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います。（90分：1,100字程度）<br>※平成27年度課題（技術系職種）：「介護人材確保対策について」  |
|       | 口述試験 | 350点 | 主として人物について、個別面接による試験を行います。（1人：約30分）  |
|       | 適性検査 | -    | 公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。   |
| 資格調査  | -    | -    | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。  |

（備考）

- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。  
ただし、第1次試験の合計得点、専門試験、論文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
  - 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を公表しています。例題の数は、教養試験が3題、専門試験が3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。
  - 採用  
最終合格者は、平成29年4月1日採用予定です。  
所定の期日までに当該免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。
  - 給与  
学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。現行（平成28年4月1日現在）の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準は、保健師は大学卒業者で212,100円、3年制短大卒業者で203,500円、ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。なお、配属先により初任給が異なる場合があります。  
このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.3%）、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。
  - 受験手続  
申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。  
試験案内・申込書・受験票は、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布するほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。  
なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を御連絡ください。
- インターネット（電子申請）による場合

|      |   |
|------|---|
| 申込先  | 栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。   |
| 申込方法 | ( <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html</a> )<br>・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かない時は、申込みがされておられませんので注意してください。 |

|      |  |
|------|--|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日・祝日は含まない。))</li> <li>・受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、写真を貼って署名の上、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。</li> <li>・「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、5月30日(月)までに人事委員会事務局に電話で照会してください。</li> <li>・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> </ul> |
| 受付期間 | 5月2日(月)8時30分～5月25日(水)17時15分(受信有効)<br>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。<br>電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。  |

## ○ インターネットによる申込みができない場合

|       |   |
|-------|---|
| 申 込 先 | 所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。<br>栃木県人事委員会事務局  |
| 申込方法  | 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20(県庁南館1階)<br>申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。受付終了後、第1次試験当日までに写真を貼って、試験当日持参してください。<br>(郵送の場合の注意点)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズ用紙に印刷し、受験票を切り離して郵便はがきに貼り、宛名を明記してください。</li> <li>・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。</li> <li>・封筒の表に「〇〇試験申込」(〇〇には受験する職種を記入)と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。</li> <li>・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。(いわゆる「メール便」による申込みの場合には受付できません。)</li> </ul> なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。<br>(持参の場合の注意点)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・受験票には、切手の貼付及び宛先の記入は不要です。様式をダウンロードして使用する場合は、受付後に受験票を切り離して、はがき大の厚紙に貼ってください。</li> </ul> |
| 受付期間  | (郵送) 5月2日(月)～5月25日(水)(消印有効)<br>(持参) 5月2日(月)～5月25日(水)8時30分～17時15分(土・日・祝日は受付できません。)   |

## 7 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません(棄権者は開示請求できません)。

| 開示請求できる人  | 開 示 期 間          | 開 示 する 内 容       | 開 示 場 所                           |
|-----------|------------------|------------------|-----------------------------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次合格者発表の日から1か月間 | 種目別得点、総合得点及び総合順位 | 人事委員会事務局<br>(土・日・祝日を除く8:30～17:15) |
| 第2次試験受験者  | 最終合格者発表の日から1か月間  |                  |                                   |

正 誤

| 発行番号            | ページ | 行  | 正      | 誤   |
|-----------------|-----|----|--------|-----|
| 平成28年<br>号外第30号 | 6   | 14 | 録十111号 | 第 号 |